

## 規制シート(様式)

190195202390001

平成28年12月16日

規制の名称	旅行業等を営む者に係る規制について	所管府省	国土交通省
根拠法令等	旅行業法(昭和27年法律第239号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	観光庁観光産業課長 西海 重和
規制目的	旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業又は旅行業者代理業は、登録行政庁による登録を受けなければ営むことができない。</li> <li>・旅行業には、業務の範囲に応じて一種、二種、三種、地域限定旅行業の種別があり、登録の有効期間は五年である。</li> <li>・旅行業者は、事業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する必要がある。</li> <li>・旅行業者は営業保証金を供託するか、旅行業協会に対して弁済業務保証金分担金を納付しなければならない。</li> <li>・旅行業者及び旅行業者代理業は、営業所ごとに旅行業務取扱管理者を選任する必要がある。</li> <li>・旅程管理主任者は、登録研修機関が実施する旅程管理研修の課程を修了し、かつ旅程管理業務に関する実務の経験を有する者でなければならない。</li> </ul>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	公益法人に係る改革を推進するため、旅程管理業務に関する研修の課程に係る指定制度を登録制度に改めるとともに、旅行需要の多様化等を踏まえ、新たな旅行契約の態様の設定、営業保証金制度の改善等旅行者の利便の増進を図るための所要の措置を講じた。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	着地型旅行へのニーズの高まりに応じて、地域に密着した事業者がより着地型商品を企画・提供しやすい制度の整備を図る必要がある。また、本年1月に発生した軽井沢でのスキーバス事故等を踏まえ、旅行の安全や取引の公正を確保するため、旅行商品の手配を行うランドオペレーターに対して適切な指導・監督ができる制度の整備を図る必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	本年10月に有識者からなる「新たな旅行業法制に関する検討会」を設置し、検討を開始。旅行業界、宿泊業界、運送業界等関係団体の意見も踏まえ、本年12月に中間とりまとめがなされた。取りまとめ結果を踏まえ、次期通常国会に法案提出予定。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		